

所沢市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、市による学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第3条第1項の学校給食及び学校給食に相当する給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項の学校給食費及び学校給食費に相当する経費をいう。
- (3) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。
- (4) 教職員等 所沢市立小学校及び中学校に勤務する教職員、所沢市立学校給食センター設置及び管理条例（昭和46年条例第13号）第1条の所沢市立学校給食センターに勤務する職員その他教育委員会規則で定める者をいう。

（学校給食の実施）

第3条 市は、児童及び生徒並びに教職員等に対し、学校給食を実施する。

（学校給食費の額）

第4条 学校給食費の額は、教育委員会規則で定める。

（学校給食費の納付）

第5条 学校給食を受ける児童及び生徒の保護者並びに教職員等は、市長が認める場合を除き、教育委員会規則で定める日までに学校給食費を納付しなければならない。

（学校給食費の減免）

第6条 市長は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年9月1日から施行する。